

要望先：滋賀県県土整備部 道路整備課

一般国道1号月輪電線共同溝の整備について 【国への要望】

要望内容

一般国道1号については主要幹線道路であるが、2車線で無電柱化されていない区間があり、災害時の緊急輸送に支障をきたす可能性があることから、災害時における緊急輸送道路の機能を確保できるよう、順次、無電柱化を推進いただきたく、特に令和5(2023)年度から事業化いただいている月輪電線共同溝の整備推進について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



現状と課題

一般国道 1 号については緊急輸送道路であるが、草津市域において、2 車線
で無電柱化されていない区間（京滋バイパスとの分岐部から大津市域界まで）
があることから、災害時に電柱が倒壊した場合、緊急車両の通行が遮断される
可能性がある。

また、生活道路でもあることから、歩行者の通行も多く、安全で快適な歩行
空間の整備が求められる。

事業実施による効果

- 1 電線共同溝を整備し無電柱化することで、国道 1 号の災害時における緊急
輸送道路を確保することができ市域の救急支援活動に寄与する。
- 2 安全で快適な歩行空間および良好な都市景観の形成を図ることにより、安
全・安心で魅力的なまちづくりに寄与する。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

重点要望(継続)

要望先：滋賀県県土整備部 流域政策局



市街地における一級河川の改修と公共下水道（雨水）整備との連携について【県への要望】

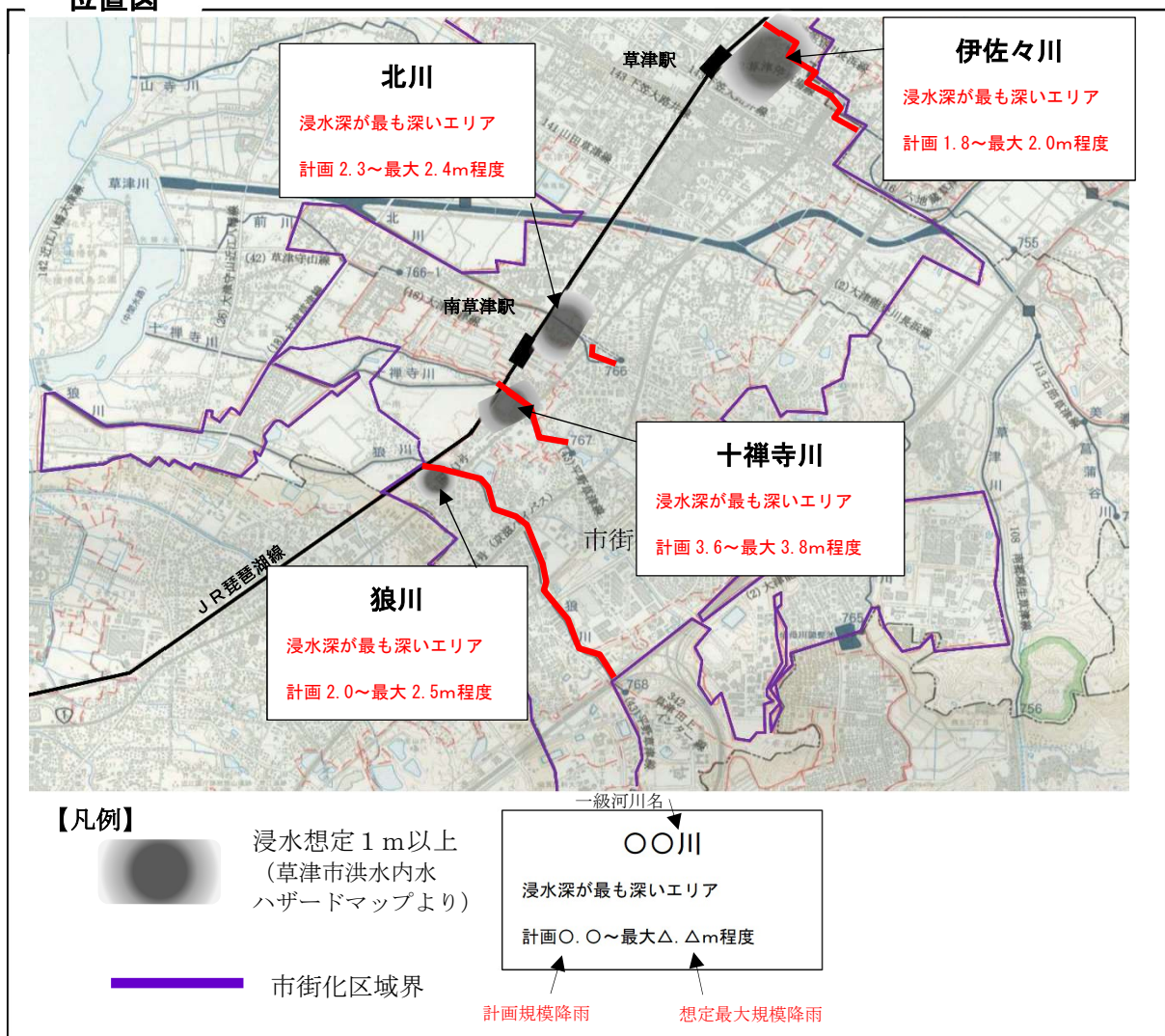
要望内容

市街地において一級河川上流部が未改修となっていることから、大雨や台風などによる浸水被害軽減のため、当市が実施する公共下水道（雨水）整備の吐口となる、一級河川北川、狼川、十禅寺川、伊佐々川の改修を積極的に進めていただきたい。

特に河川整備計画に位置付けのある下記の河川について、特段の配慮をお願いしたい。

- ① 北川（国道1号より上流0.3km）の早期完成
- ② 狼川（調査検討区間1.8km）の概略設計

位置図



現状と課題

平成25（2013）年9月の台風18号の豪雨において、草津川や狼川の堤防が一部崩れ、また、十禅寺川では越水のおそれがあったため、土のうを積み水防活動で緊急的な対策を講じたところである。

北川は国道1号下流側まで、十禅寺川・狼川はJR交差部下流側まで改修済みであるが、市街化区域内の住宅密集地となっている上流部が未改修であり、天井川のままでは治水安全度が低く危険な状況である。

草津市洪水・内水ハザードマップにおいては北川、十禅寺川、狼川、伊佐々川のJR交差部上流域では浸水深が1.8m～3.8m程度の範囲が存在し、すべての河川が市街化区域内にある天井川である。

これら市街地の浸水被害軽減のために当市では雨水施設整備を実施したいが、その流末となる一級河川が改修できていないことから事業実施に支障をきたしている。

事業実施による効果

大雨災害時、甚大な被害が予想されることから、一級河川の改修により被害を未然に防ぐとともに、流域内の抜本的な治水対策が図れ、住民の生命財産を守り、安全で安心な市民生活につながる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

「広域的な立地適正化の方針」の策定による拠点連携型都市構造の推進について【県への要望】

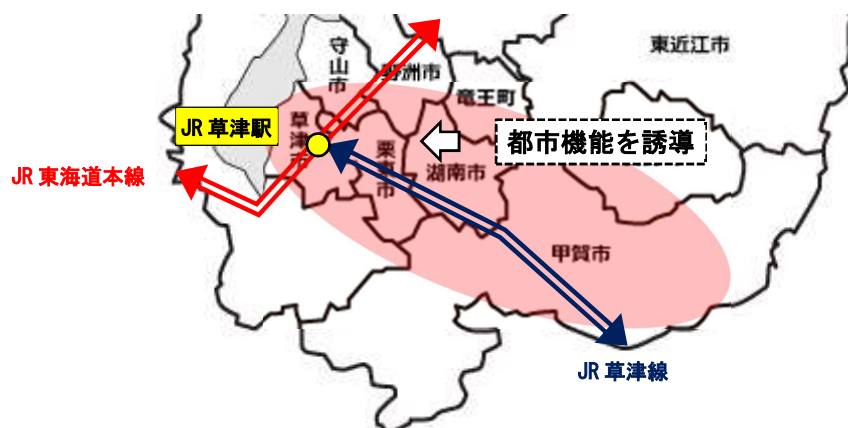
要望内容

JR草津駅は、県内1位の乗降客数を誇り、JR線が2路線（琵琶湖線、草津線）乗り入れる交通結節点である。当市では、その周辺地域において、これまで2期にわたり、内閣府の認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」を策定し、官民連携による多くの大規模プロジェクトの推進により、滋賀県南部地域の中核駅に相応しい、魅力ある都市機能の集積を力強く進めてきたところである。

また、今後、更なる人口減少・超高齢社会が進む中、県が掲げている、県内主要鉄道駅周辺等を広域拠点として、県域の地域拠点、生活拠点および主要施設をネットワークで結ぶ「拠点連携型都市構造」の展開に向けて、JR草津駅周辺地区は、県南部の交通結節点としての役割が益々高まると考えている。そのため、「草津駅周辺エリア未来ビジョン」に掲げた県民の暮らしと経済を牽引する使命を果たすため、当市では、都市再生特別措置法に基づき、内閣府が政令で定める「都市再生緊急整備地域」の指定を目指しているところであり、草津線沿線各自治体に対して、鉄道利用による都市機能の相互補完・相互利用を前提とした、広域連携の駅前まちづくりを呼びかけているところである。

については、県と草津線沿線自治体との連携により「広域的な立地適正化の方針」策定のコンセンサスの形成について令和8年度に取り組み、令和9年度に県が主体となり方針を策定いただき、「拠点連携型都市構造」を推進していただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・都市再生緊急整備地域の指定は、原則として、三大都市圏および中枢中核都市とされており、当市においては、その外形的要件を満たしていないものの、内閣府公表の「都市再生緊急整備地域の指定の考え方」には、上記外形的要因は示されていない。
- ・内閣府より、地域指定に向けては、県による広域的視点から当該地域の中心的な位置づけが明確であることに加え、当該位置づけを支える具体的な取り組み（「広域的な立地適正化の方針」の策定など）が必要との意見あり。
- ・令和３年度策定の「滋賀県都市計画基本方針」においては、「拠点連携型都市構造」を支える拠点を「広域拠点」、「地域拠点」と定義し、２つを合わせた「主な拠点」として県内主要鉄道駅周辺等を指定されているが、各駅周辺等での「広域拠点」か「地域拠点」かの整理はされていない。
- ・当市では、ＪＲ草津駅周辺が「広域拠点」としての役割を担うために、ＪＲ草津駅周辺に残された草津警察署跡地等への広域的都市機能の誘導、「広域的な立地適正化の方針」の策定を検討しており、ＪＲ草津線沿線市で広域政策の議論を進めてきた。
- ・ＪＲ草津線においては利用者が減少傾向にあり、ＪＲ西日本が減便を検討される中、「草津線活性化・複線化促進期成同盟会」においても、草津線の利用促進にむけた沿線まちづくりの勉強会を設置し、鉄道利用による都市機能の相互補完・相互利用を前提としたまちづくりを進めるため「広域適な立地適正化の方針」の策定について議論を進めている。また、リニア三重県駅の候補地が亀山市となっており、ＪＲ関西本線、ＪＲ草津線の活性化に対し、期待が高まっている。

事業実施による効果

- ・ＪＲ草津駅の都市再生緊急整備地域への指定により、ＪＲ草津駅周辺にＪＲ草津線沿線住民の生活拠点機能、広域都市機能の誘導が進むことで、「滋賀県都市計画基本方針」で定める持続可能で質の高い「拠点連携型都市構造」が実現できるとともに、ＪＲ草津線を使った暮らしの日常化により、ＪＲ草津線の利用者増に寄与することができる。
- ・ＪＲ草津線沿線の関係市町が連携できる体制を構築することで、将来のリニア三重県駅への接続を見据えて、ＪＲ草津駅とＪＲ草津線を活かした広域のまちづくりや地域活性化への取組に繋げることができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課

TEL：０７７－５６１－６９３１

地域公共交通の維持・強化に対する補助について 【国への要望、県への要望】

要望内容

バス交通については、深刻な運転者不足および更なる高齢化が見込まれる中、多様な公共交通手段が相互に連携し、効率的かつ効果的で利便性が高い持続可能な公共交通ネットワークを形成するためにも、バス交通不便地の移動手段としての役割を担っているコミュニティバスおよびデマンド型乗合タクシーは必要不可欠となる。

しかしながら、人件費・燃料費の高騰等による運行経費の増加により地域公共交通への市の財政負担額は年々増加しており、当市のコミュニティバス事業で活用している「地域公共交通確保維持改善事業」(地域内フィーダー系統補助)における補助では維持することが困難な状況であるため、当該補助の上限額の撤廃について国へ働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

県におかれては、地域の公共交通支援の考えに即し、「地域内フィーダー系統補助」との協調補助を実施していただくとともに、当市のデマンド型乗合タクシー事業で活用している、現行の「滋賀県コミュニティバス等運行対策費補助金交付要綱」にある、前年度実績額を補助金の限度額とする補助金限度額の特例の撤廃について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図

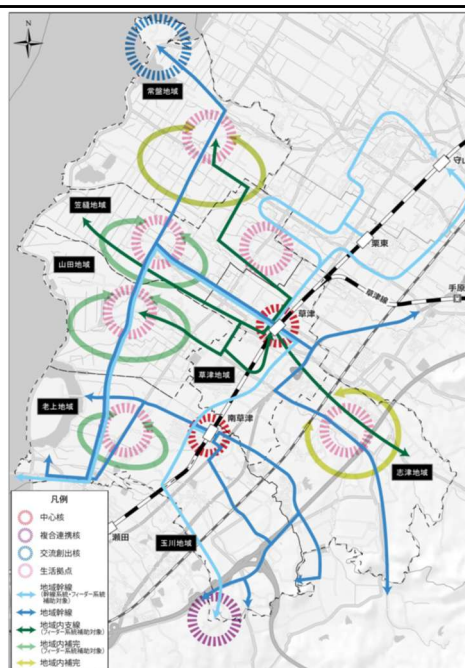
草津市地域公共交通計画

将来の地域公共交通ネットワーク

-  中心核
-  複合連携核
-  交流創出核
-  生活拠点



位置づけ	形態
 地域幹線 (幹線系統・フィーダー系統 補助対象)	路線バス コミュニティバス
 地域幹線	路線バス
 地域内支線 (フィーダー系統補助対象)	コミュニティバス
 地域内補完 (フィーダー系統補助対象)	乗合タクシー
 地域内補完	乗合タクシー



現状と課題

- ・ 当市のバス交通は、高齢化の進展等による交通弱者の増加や、多様化する生活行動圏に対応する移動手段を確保するための交通施策の重要性の高まりにより、さらなるサービス水準の向上が必要とされているが、利用者の減少による便数の削減や路線の廃止等により現状の水準を維持することも困難な状況にある。
- ・ 市内を運行する地域公共交通のうち、地域間幹線系統の民間路線やコミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行に対して補助をしているが、人件費・燃料費の高騰等による運行経費の増加やコロナ禍による運賃収入減等により、地域公共交通に対する市の財政負担額は年々増加している。
- ・ 当市においては、運転者不足等によりコミュニティバスの路線を短縮した地域や民間バス事業者の減便で時間帯によって交通不便地となる地域に、新たにデマンド型乗合タクシーを導入するなど、現在の移動サービスを一定維持しつつ費用対効果にも資する路線再編を行っている。
- ・ 令和6年5月策定の草津市地域公共交通計画の基本理念である「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくり」を実現するためには、当市が運行支援をしているコミュニティバスおよびデマンド型乗合タクシーの存続は不可欠であり、地域公共交通を維持していくためにも国および県の補助が必要不可欠である。

事業実施による効果

- ・ 県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結びつくとともに、滋賀地域交通計画の実施方針の1つである「日常生活を送るために必要な移動、「行かなくてはならない移動」を支えるための地域交通の維持」に繋がる。
- ・ 安定的な財源の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がる。
- ・ バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・ 自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援について【県への要望】

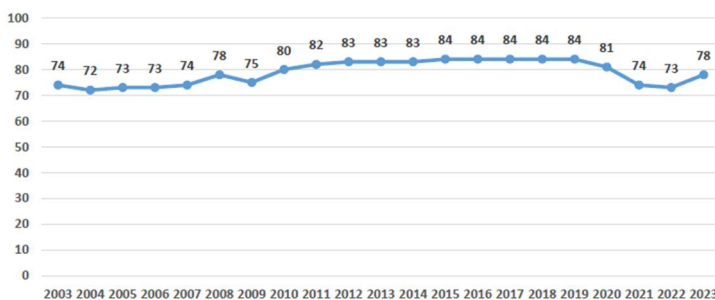
要望内容

交通事業者においては、運転者の不足および高齢化により、依然として担い手確保は喫緊の課題である。

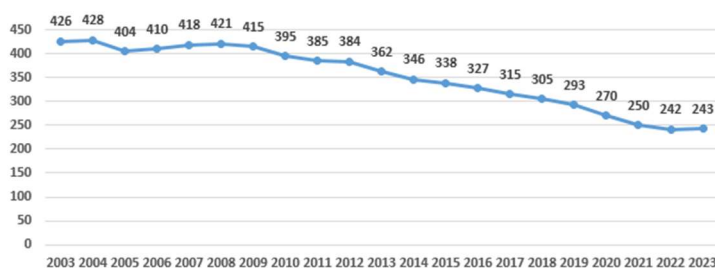
このような状況に鑑み、国におかれては、バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策として、交通事業者に対して担い手（運転者等）募集に係る費用や二種免許取得等の教育費用に対するの補助を実施されているところである。

県におかれても、滋賀地域交通計画において、目指す地域交通の姿を「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」とされており、担い手（運転者等）募集や教育費用（二種免許取得等）補助等、より効果が見込まれる直接人材確保につながるような、国の補助制度との協調補助の実施など、交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援の実施について、特段の配慮をお願いしたい。

乗合バス
運転者数推移
（千人）



タクシー
運転者数推移
（千人）



▲厚生労働省「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

▲乗合バス・タクシー運転者数の推移（全国）※国土交通省「数字で見る自動車 2025」から作成

現状と課題

- ・草津市内の民間バス事業者においては、慢性的な運転者不足および高齢化等の影響により、令和6年4月から減便を伴うダイヤ改正や運賃改定などを実施されている。
- ・当市のコミュニティバス「まめバス」においても、一部の路線において、令和6年4月からまめバス路線の一部短縮や減便などを実施し、また、民間バス事業者の減便で時間帯によって交通不便地となる地域をカバーするために、当該地域にデマンド型乗合タクシー「まめタク」を運行するなどの路線再編を行っている。
- ・交通事業者の担い手（運転者等）の確保は、今後の地域公共交通の維持・確保に必須であることから、令和6年5月策定の草津市地域公共交通計画において個別施策のひとつに「担い手（運転者等）確保に向けた支援の検討」を位置づけ、交通事業者、県や国等の連携による支援の検討を行う。

事業実施による効果

- ・県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付くとともに、滋賀地域交通計画の実施方針の1つである「日常生活を送るために必要な移動、「行かなくてはならない移動」を支えるための地域交通の維持」に繋がる。
- ・地域公共交通および担い手（運転者等）の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がり、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・公共交通を維持・確保することにより、自家用車から公共交通への利用転換による環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等を図ることができる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

要望先：滋賀県交通まちづくり部 交通まちづくり政策課

JR南草津駅周辺エリアの交通対策について 【県への要望】

要望内容

JR南草津駅周辺エリアについては、交通渋滞の発生により、路線バス等の運行に支障が生じており、公共交通の定時制が損なわれている状況である。

県におかれては、滋賀県都市計画基本方針に示されている拠点連携型都市構造の実現に向けて、駅へのアクセス道路や駅前広場の整備・機能拡充等により、地域公共交通ネットワークの中心となるバス交通の利用を促進し、走行環境を改善する対策の推進について特段の配慮をお願いしたい。

また、滋賀地域交通計画において、目指す地域交通の姿を「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」とされている県において、引き続き、南草津駅周辺エリアの交通渋滞の解消、ならびに公共交通の定時性等が確保されるスムーズな運行による利便性の向上を図るために、広域的な交通対策について共に取り組んでいただきたい。

位置図



現状と課題

- ・ＪＲ南草津駅前東口ロータリー内の混雑は、ロータリー付近の信号機の運用変更などにより一定の改善を図ることができた。
- ・一方、周辺道路においては依然として交通渋滞が発生しており、路線バス等の定時性が損なわれている。
- ・駅周辺における渋滞緩和や定時性確保については、依然として課題があることから、引き続き、市・県・県警および立命館大学をはじめとする各関係機関が連携し、びわこ文化公園都市・交通活性化タスクフォースなど、様々な協議の場において、中長期の交通対策について検討する必要がある。
- ・滋賀県において、「拠点連携型都市構造」の実現に向け、道路アクションプログラム２０２３で取り組む道路整備に加えて、公共交通へのシフトを図る取組について今後推進することとされている。
- ・今後の対策実施の際にも南草津駅周辺を含む広域的な交通対策や駅前広場の整備・機能拡充等について、県の支援が不可欠である。

事業実施による効果

- ・県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付くとともに、滋賀地域交通計画の実施方針の１つである「日常生活を送るために必要な移動、「行かなくてはならない移動」を支えるための地域交通の維持」に繋がる。
- ・バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：０７７－５６１－２３４３

重点要望(継続)

要望先：滋賀県交通まちづくり部 住宅課



公営住宅建替事業への支援について【国への要望】

要望内容

老朽化が進んだ公営住宅の建替について、早期に事業着手が必要な団地を選定するため、令和3年3月に策定した「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、計画の中で最も優先順位が高かった木川団地、西一・下中ノ町団地について建替事業に着手するものである。

建替事業に必要となる業務を実施するにあたり、円滑な事業実施が図れるよう交付金要望額の重点的な確保について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

建替後イメージ図



木川団地建替イメージ（共同住宅タイプ）

※上記パース図は、あくまでイメージであり、実際に建てる市営住宅とは異なります。

現状と課題

市中心部の小規模団地には法定耐用年限を間近に迎える住戸を保有しており、それらの更新が課題となっている。住宅政策における上位計画である「草津市住生活基本計画」で想定する公営住宅等の需要に適切に対応するために必要なストックの構成を早期に整えるとともに、「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、建替により集約化を進め、維持管理コストの縮減を図っていく必要がある。

建替事業は、現地建替を予定しているため、高齢な入居者等に仮移転および本移転をお願いする必要がある。

入居者に複数回の転居を求める事業であり、入居者の生命財産を守る観点から着実な事業実施が求められている。

事業実施による効果

老朽化が進む公営住宅について、高齢者や子育て世帯等に優しい公営住宅の整備を行うことにより、高齢化が進み、公営住宅等への居住ニーズが高まる中、適切に高齢者等の住宅確保要配慮者等の居住の安定と集住を進め、住宅に困窮される市民に対し、平時・有事を問わず安全で快適な住まいの供給が可能となる。

担 当：建設部 市営住宅課 市営住宅係
TEL：077-561-2395

重点要望(継続)

要望先：滋賀県交通まちづくり部 交通まちづくり政策課



草津川跡地の整備に対する支援について 【国への要望、県への要望】

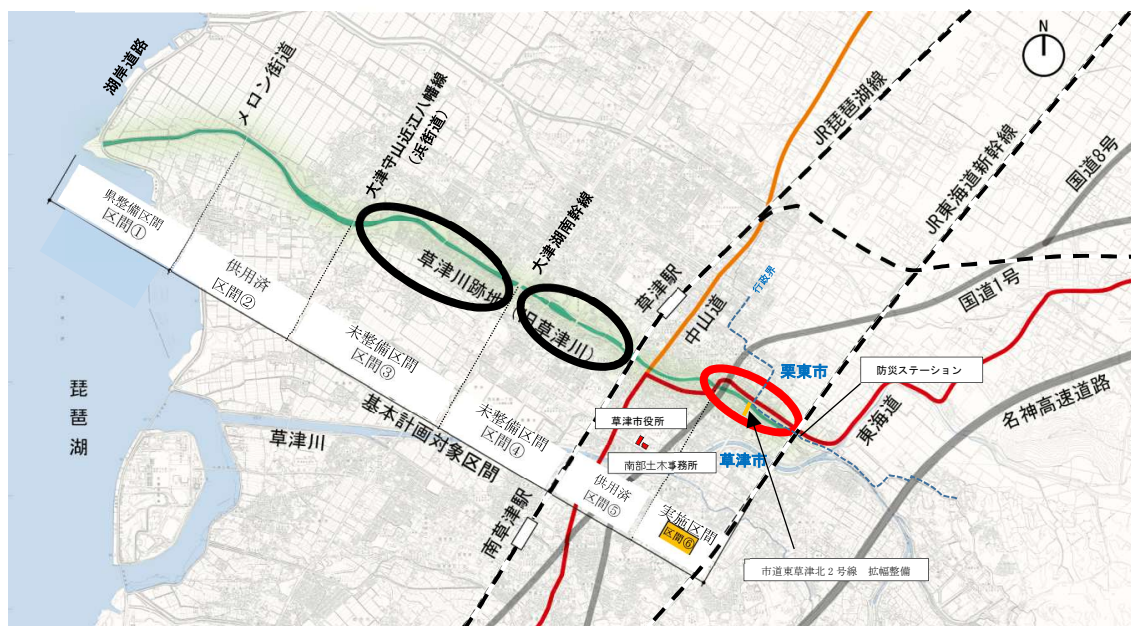
要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

今回の整備区間にあたる区間6について引き続き、県におかれては、草津川跡地整備事業に対する財政支援と栗東市との共同事業のための支援、調整について、特段の配慮をお願いするとともに、関連事業である市道東草津北2号線の拡幅整備も含め、計画どおりの事業進捗が図れるよう支援を国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、将来的な事業実施にあたっても、国および県からの支援について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

草津川跡地整備事業は、平成23（2011）年に策定した草津川跡地利用基本構想および平成24（2012）年度に策定した草津川跡地利用基本計画に基づき、草津川跡地を琵琶湖と市街地を結ぶみどり軸として整備しているが、関連する市道の整備も含め事業には多額の費用が必要となることから、事業を計画的に推進し、早期の整備効果発現を行うためには社会資本整備総合交付金要望額の確保が必須である。

また、平成25（2013）年3月に締結した県との覚書に基づき、引き続き、県の財政支援と、区間6において栗東市の事業が円滑に進められるよう調整していただく必要がある。

事業実施による効果

- 1 貴重な自然環境との調和に配慮しながら緑地空間を創出することにより、県民の生活にうるおいとやすらぎを与えることができる。
- 2 天井川や旧街道など県民に親しみのある歴史的資源を保全・活用することにより、まちの魅力を向上させることができる。
- 3 琵琶湖湖岸から防災ステーションまでを緊急輸送の道路として整備することにより、広域防災機能を補完することができ、沿線住民の一次避難地としての役割を果たすことができる。
- 4 新たな集客・魅力拠点を整備することにより、中心市街地活性化とともに、にぎわい空間を創出することができる。
- 5 当市だけでなく県の観光・集客施設として認知され、周辺地域の経済効果や県外等から観光客増加が見込まれる。
- 6 関連する市道の拡幅整備により、草津川跡地（区間6）と都市計画道路矢倉草津線（ふれあいロード）を結ぶ道路が確保され、国道1号・栗東方面への利便性を向上させることができる。

担 当：建設部	草津川跡地整備課	整備管理係	TEL：077-561-6867
	道路課	管理用地係	TEL：077-561-2390

学校施設環境改善交付金の確実な事業採択ならびに補助単価および上限額の引き上げについて【国への要望】

要望内容

学校施設の改修や設備の更新工事等に係る学校施設環境改善交付金の確実な事業採択ならびに補助単価および上限額の引き上げについて、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

当市の小中学校については、昭和40年代後半から50年代に建築した施設が多く、建物やトイレなどの設備の老朽化が進んでいるため、改修や更新等を行う必要がある。

また、グラウンドについても経年劣化が進み、降雨後数日経過しても水が引かず授業が出来ない等支障をきたしており改修を行う必要がある。

これらの事業実施には多大な財政負担を伴うため、市単独での実施は困難であり、国による補助が必要不可欠である。

ついては、自治体において年度当初から円滑な事業実施ができるよう、国において必要な予算を確保し、確実な事業採択ならびに補助単価および上限額を実態に見合った額に引き上げをされるよう要望する。

<令和9年度実施予定工事等>

- ・笠縫小学校長寿命化改修1期工事
- ・常盤小学校トイレ改修工事
- ・玉川小学校体育館トイレ改修工事
- ・志津小学校校舎棟非構造部材改修1期工事
- ・矢倉小学校グラウンド改修工事

事業実施による効果

- 1 確実な事業採択により、学習環境の改善および児童生徒の安全・安心の確保の推進を図ることができる。
- 2 補助単価の引き上げにより、学校設置者の負担を軽減することができる。

担 当：教育委員会事務局 教育総務課 施設係
TEL：077-561-2426



小中学校の正規教員の適正な配置と、臨時講師・非常勤講師の人材確保と紹介について【県への要望】

要望内容

年度当初から欠員が生じないように、小中学校に正規職員を適正に配置いただきたい。また、臨時講師・非常勤講師ができる人材を県で確保していただくとともに、学校の要望に応じて紹介していただくシステムの構築や、学校現場に適した人材の紹介についても、特段の配慮をお願いしたい。

さらに、国が進める学校の指導・運営体制の充実に向け、専科指導教員（教科担任制・英語専科）や生徒指導担当の拡充についても、正規職員の配置となるよう特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

当市中学校においては、生徒数の増加と特別な支援を要する生徒の増加により学級数が増加する中、正規職員を担任や加配教員全てに配置できていない状況であり、欠員数が多いため、定数どおりの必要な正規職員の確保をまずもってお願いしたい。そのことが、何よりも子ども達の健全な育成・教育の充実さらには、教員の働き方改革に資するものであると認識する。

その上で、小中学校における年度途中の休務者の補充においては、臨時講師で対応することとなり、この臨時講師は、市町や学校において探すこととなっている。近年の育休制度改善による育休取得者の増加・長期化と病休者の増加により、講師採用に苦慮し多くの労力を費やしている現状があり、このことは県内の市町における全体的な課題であることから、WLB（ワーク・ライフ・バランス）枠教員の配置等の改善はいただいているものの、引き続き、臨時講師・非常勤講師の人材確保や学校現場に適した人材の紹介等のシステムの構築を県において図っていただきたい。

国においては、少子化を見据えた中において小学校における英語を含めた教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担当職員の配置などの施策を打ち出しておられるが、こうした職員の配置については、正規職員の純増による配置となるよう特段の配慮をお願いする。

事業実施による効果

- ・学級担任の不在や教務による代行などによる、こどもや保護者の不安を和らげるとともに、スムーズな学級経営・学習指導を行うことができる。
- ・専科指導教員（教科担任制・英語専科）の指導学級においては、担任業務の負担を軽減し、学級運営や他教科の指導に関する教育の質を向上させることができる。
- ・学校が必要な時に、講師を確保することが可能になる。
- ・講師を探すために使っていた時間と労力を他の業務に充当したり、業務の削減を図ったりできる。
- ・職務能力が不十分な講師を雇用するリスクがなくなる。
- ・小学校に英語専科教員の全校配置とそれに応じた効果的な運用システムを構築することで、他の教員の全体的な指導力が底上げされ、英語教育の質を高めていくことができる。
- ・中学校におけるきめ細やかな生徒指導が可能となる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 教職員係
学校政策推進課 学校政策推進係
TEL：077-561-2436
077-561-6981

特別支援教育充実のための人的配置および「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金について 【国への要望、県への要望】

要望内容

特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実のため、次の3点について特段の配慮をお願いしたい。

- ・ 特別支援教育コーディネーターの専任化
- ・ 医療的ケアのための看護職員配置事業における県補助制度の基準緩和、ならびに人材確保のための体制整備と補助制度の拡充(単価の引き上げ)に関する国への働きかけ
- ・ 合理的配慮コーディネーターの増員および県補助制度の基準緩和

要望理由

- ・ 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の中で、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努めることと明記されている。児童生徒に、個に応じた教育を行うためには、専門的な知識や経験、関係機関との連携、校内就学委員会やケース会議等の企画・運営等が必要で、業務量が多く、他の業務と兼任する現状においては、十分な支援をすることが困難である。
- ・ 医療的ケアのための看護職員は児童生徒の健康維持や安全確保において非常に重要な役割を担っているとともに、医療的ケアが必要な児童が義務教育を受けるために欠かせない人員であるにもかかわらず、看護師が不足しており人材確保が困難である。令和6年度の県補助制度の実施要領の変更に伴い、児童生徒の障害の状況によって補助事業対象となるモデル校数が減少したことから、インクルーシブ教育システムの構築に遅れが生じる。

要望理由

- ・「地域で学ぶ」支援体制強化事業である合理的配慮コーディネーターについては、補助要件に該当しない学校にも支援対象児童生徒が在籍しており、補助金の対象外となっているため十分な支援ができない状況にある。また、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」において示されている合理的配慮例による「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定する」ことが難しい。また、令和8年度施行の実施要項においては、補助対象が通常の学級に拡大されたものの、上記状況の改善を図るための見直しとしては不十分である。

現状と課題

【現状】 令和8年度4月

- ・ 特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒の在籍校と児童数
17校 39名
- ・ 合理的配慮コーディネーターと対象児童数
10校に配置 コーディネーター10名 児童数26名
- ・ 医療的ケアのための看護職員と対象児童
7校に配置(うち県補助対象は1校) 看護職員7名 児童数7名

【課題】

- ・ 特別支援教育コーディネーターが他の業務も担っている現状においては、すべての就学相談の対応が困難である。
- ・ 医療的ケアのための看護職員の人材が安定的に確保できないことが影響して、保護者の職の安定につながっていない。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築を進めるために合理的配慮コーディネーターおよび医療的ケアのための看護職員の配置に係る補助金事業が実施されているところ、令和4年度に合理的配慮コーディネーター、令和6年度に医療的ケアのための看護職員の各実施要領の変更により、補助事業対象となるモデル校数が減り、インクルーシブ教育システムの構築が遅れる。
- ・ 実際には、配置校以外にも支援を必要としている児童生徒は在籍しているにもかかわらず、特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が1学級に2名以上在籍し、かつ当該特別支援学級に児童生徒が4名以上在籍する学校にのみ配置されているため、基準に満たない学校において、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に対応することが難しい。
- ・ 合理的配慮コーディネーターのコーディネーターとしての職務増加に伴い、人材確保や育成が難しい。

事業実施による効果

- ・特別支援教育コーディネーターの専任化により、校内就学委員会やケース会議等に適切な支援が図られ、相談の充実、個に応じた教育を一層推進することができる。
- ・ニーズに応じた看護師の配置を実施することで、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送るとともに、担任や全教職員が看護師と連携を図りながら健康状況を確認し、適切な指導を行うことができる。
- ・合理的配慮コーディネーターにより、個別の障害の状況を的確に把握し発達段階に即した支援を充実させることで、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ共生社会をめざす学校づくりを推進することができる。
- ・合理的配慮コーディネーター、医療的ケアのための看護職員の配置数が増えることで、インクルーシブ教育システムの構築を推進することができる。
- ・合理的配慮コーディネーターおよび医療的ケアのための看護師の配置の充実を図ることで、保護者や児童生徒が就学先として地域の小中学校を選択するとともに、教職員が適切な就学指導を行うことができる。

担 当：教育委員会事務局

児童生徒支援課 児童生徒支援係

TEL：077-561-2437

重点要望(継続)

要望先：滋賀県警察本部 警務部



交番の増設および警察官の増員について 【国への要望、県への要望】

要望内容

良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪認知件数が多く、交通事故も増加傾向にある南草津エリアの交番の増設およびこれに対応した草津警察署への警察官の増員について、国への働きかけを含め、特段の配意をお願いしたい。

また、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の意見を踏まえて、移転等の検討を具体的に進めていただくことについて、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

当市では、平成16年以降、犯罪率や交通事故発生件数が県内都市部で上位の状況が続いており、草津署管内においては、刑法犯認知件数の多い南草津駅交番や矢橋交番等を抱えている。こうした状況の中、現状としては、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生しているほか、「匿名・流動型犯罪グループ」の関与が疑われる特殊詐欺の発生件数も増加傾向にある。

これら犯罪の未然防止のため、市民防犯団体によるパトロールや、市と草津警察署との協働で巡回啓発や街頭啓発等の防犯活動を行うとともに、当市では学区や町内会等への防犯カメラ設置補助事業に加え、子ども見守り防犯カメラを市内に350台設置し、昨年度は、新たに「トクリュウ」対策として、駅前、主要幹線道路交差点、商業施設周辺に暮らし見守り防犯カメラとして50台増設するなど、独自の防犯対策を強化しているところである。

こうした地域の取組に対し、良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、2年間で120名の警察官が増員されたところであるが、引き続き、国に対して警察官定員増員にかかる警察法施行令の改正を働きかけいただくとともに、南草津エリアをはじめとする交番の増設などの抜本的な体制強化に向け、草津警察署への警察官の増員配置に特段の配意をお願いしたい。

なお、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の意見を踏まえて、移転等の検討を具体的に進めていただくことについて、特段の配意をお願いしたい。

事業実施による効果

- 1 良好な治安の維持・安全で安心して暮らせる地域社会の実現
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係
TEL：077-561-2325

一 般 要 望



水道事業への財政支援の拡充について【国への要望】

要望内容

水道施設は住民の命や生活を支える最重要のライフラインである。そのため、水道施設の耐震化や老朽化による更新は、国全体として早急に進めなければならない。

能登半島地震などを受け、国において、水道の地震対策に係る補助制度の一部見直しがなされ、資本単価要件とは別に新たに加速要件が補助要件に加わり、地震対策に係る国庫補助採択基準の緩和等が図られた。

しかしながら、当採択基準の緩和は限定的でハードルが高く、十分な人員体制や資金力等が確保されていない事業体（自治体）にとっては、緩和とは到底言えないものである。

昨今、全国各地で頻発する大規模な水道管漏水事故などにより、水道施設の老朽化対策の必要性については、全国的な関心が高まっているものの、広範囲にわたる更新が必要なことや、近年の物価高騰等も相まって、事業費は年々増加している。このように、莫大な事業費を要しているにも関わらず、国庫補助採択基準の緩和は、まだまだ十分になされていない状況である。

については、令和6年度から水道事業が国土交通省へ移管され、上下水道一体として整備や管理等を進めていくという国の主旨を鑑み、水道施設の耐震化や老朽化による更新に対し、水道事業体（自治体）の実情を十分に踏まえた国庫補助制度の創設や採択基準の緩和等を、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

水道事業者は、施設の耐震化や老朽化による更新などの整備を進め、いつ何時起こる可能性のある大規模災害等に備え、住民の命や生活を支えるため、強靱で持続可能な水道事業を目指していく責務がある。

しかしながら、耐震化等の整備には多額の経費を要するものの、収入増に結びつかない投資の増加は、物価高騰により支出額がさらに増加している状況かつ、水需要の減少により料金収入の減収が続く厳しい経営状況の中、その原資を確保するためには、水道料金の値上げなど、水道事業経営に大きな影響を及ぼすこととなり、現在の補助制度の中での早期の施設の強化・更新は困難な状況にある。

現状と課題

そのため、水道事業体（自治体）の実情を十分に踏まえた国庫補助制度の創設や、現在の補助採択基準を緩和し、見直していただくことで、下水道事業と同様に、水道事業についても国庫補助を受けながら、施設の耐震化や更新等を早期に進めていく必要がある。

事業実施による効果

水道事業は、住民の命や生活を支える最重要のライフラインであり、大規模災害等の非常時においても安定した供給が求められている。

補助制度の創設や拡大が図られることで、耐震化や老朽化による更新など、早期に水道施設の強靱化が行なわれるとともに、水道事業経営の安定につながる。

担 当：上下水道部 上下水道総務課 財政経営係
TEL：077-561-6871